

6瀬消第1012号  
令和6年7月10日

# 請求書

株式会社富士通ゼネラル 御 中

瀬戸市  
代表者 瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市追分町64番地の1

金78,765,510円

但し、株式会社富士通ゼネラルが独占禁止法第3条（不当な取引の制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして公正取引委員会から発令された排除措置命令及び課徴金納付命令が、令和6年3月21日に確定したことから、瀬戸市と株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部部長今村和浩との間で、平成25年5月2日に締結された「工事請負仮契約書」中の第46条の2第1項、第2項三号の規定に基づき、賠償金として上記のとおり請求いたします。

なお、納付期限を徒過した場合は、法所定の遅延利息金を請求します。

納付期限 令和6年8月20日（火）

振込口座 銀行名  
支店名  
科目  
番号  
名義



入金振込日 令和6年8月20日

瀬 戸 市